

## [事案 2020-108] 新契約無効請求

・令和3年2月10日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の不適切な募集行為等を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和元年10月に銀行を募集代理店として契約した外貨建終身保険（豪ドル建）について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 自分の長女は募集人に対し、自分と契約する時は長女の許可を得てからにして欲しいと伝えていたが、長女の許可を得ることなく本契約の申し込みがなされた。
- (2) 現在も、自分は、本契約がリスクのある豪ドル建の保険商品であることを理解できていない。
- (3) 募集人に対し、お金は増えなくてもいいが損をするのは嫌だと伝えていたが、本契約は損失が生じることがあり、投資方針と異なる。
- (4) 申込後、募集人に電話して、契約を取り消して欲しいと伝えたが、募集人から「手続は完了している。」と言われ、クーリング・オフできないものと誤認させられた。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の長女の許可を得て契約して欲しいと伝えられたことはない。
  - (2) 募集人は募集資料を用いて勧誘し、為替リスクについても説明している。
  - (3) 本契約は、申立人の意向に適合している。
  - (4) 募集人は、クーリング・オフができることを案内した上で、申立人が不安を感じていた為替リスクによる元本割れについて、為替水準などを説明したところ、申立人がクーリング・オフしないと判断した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不適切な募集行為は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集代理店の高齢者募集ルールでは、家族が同席できない場合は家族に連絡し、了解を得て勧誘することになっており、連絡した際には保険の内容を説明する必要がある。
- (2) しかしながら、本件では、募集人は申立人の長女に電話した際に、円建と外貨建の選択ができる相続税対策の保険商品であることは伝えたものの、保険の内容は伝えておらず、募集人の伝えた内容だけでは、勧誘を了解するか否かについて適切な判断はできず、高齢者募集ルールが遵守されたと評価することはできない。
- (3) また、募集人は、上記(2)の電話の際に、パンフレットの送付を依頼され約束したが、送付

しなかった。